

令和3年度福島県公立学校教員採用候補者選考試験第一次案内

福島県教育委員会

【福島県の求める教師】

福島県では、未来を担う子どもたち一人一人の「確かな学力」、「豊かなこころ」及び「健やかな体」の育成を図ることができる次のような教師を求めています。

- ① 児童生徒の人権を尊重し、教育的愛情と教育に対する情熱、使命感を持って常に学び続ける教師
- ② 教育者としての深い専門性や幅広い教養を持ち、実践的指導力のある教師
- ③ 社会人として心身共に健康で、高い倫理観と自律心を持ち、個性豊かで児童生徒、保護者、地域住民から信頼される教師

【令和3年度福島県公立学校教員採用候補者選考試験の概要】

◇ 令和3年度からの変更点は、以下のとおりです。

<年齢制限の変更>

一般選考、特別選考Ⅱは満50歳以下、特別選考Ⅰは満59歳以下としていた年齢制限について、一般選考、特別選考Ⅰ、特別選考Ⅱいずれの選考区分においても、「制限なし」（60歳未満）とします。

<特別選考Ⅰ（教職経験者特別選考）における受験資格の緩和>

教諭や養護教諭として3年以上の教職経験を受験資格としていましたが、2年以上の教職経験に短縮します。

<小学校、特別支援学校小学部における実技試験内容（体育、音楽）の軽減>

小学校、特別支援学校小学部の特別選考Ⅱにおいては、第一次選考実技試験を免除します。

<中学校と高等学校との併願制度の導入>

中学校又は高等学校国語、数学、英語の志願者は、同一教科について受験する場合に限り、第二志望としてそれぞれ高等学校又は中学校国語、数学、英語を併願できます。

<小学校における「地域採用枠」の設置>

小学校の一般選考、特別選考Ⅰ、特別選考Ⅱにおいて『奥会津採用枠』『相双採用枠』を設定します。

<募集人数> ○若干名：募集定員に「地域採用枠」を含めます。

<受験資格> ○奥会津地方又は相双地方に勤務を希望する方です。

○採用後10年程度、同地方で勤務できる方です。